

令和7年度指定工事業者受講報告書兼アンケート

【表 面】

以下の受講報告書とアンケートの提出をもって、本講習の受講としますので、よろしくお願ひします。提出方法につきましては、水道局窓口、郵送・FAX・メール、いずれも受け付けます。なお、本報告書の提出が確認でき次第、受講済証を送付します。(受講期限:令和8年1月16日(金) 提出期限:令和8年1月30日(金))

受講年月日をご記入ください 必須

受講年月日 令和 年 月 日

指定番号をご記入ください 必須

指定番号

指定給水装置工事業者名をご記入ください 必須

指定給水装置工事業者名

受講者名(受講者の内1名の方)をご記入ください 必須

受講者名

あなた(受講者)は講習で得た知識、情報について社内周知をしていただけましたか(チェックをお願いします) 必須

社内周知を実施した

指定給水装置工事業者講習会テキスト 自己研修熟確認問題

1. 給水装置の構造及び材質の基準

○ × を記入

給水装置とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2. 給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止

○ × を記入

工事代金に関するトラブルを未然に防止するため、費用明細が分かる見積もり書を作成し、工事を施工する前に分かりやすく説明して、工事申込者が工事内容等を十分理解し、納得したうえで施工することがトラブルを防止するポイント。また、修繕工事も修繕方法や概算費用等の説明を行い、了解を得た上で修理することがポイントである。

3. 指定給水装置工事業者制度

○ × を記入

指定更新の更新時に確認する4項目
○指定給水装置工事業者講習会への参加状況
○お客様に提供する給水装置工事業者情報
○給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
○給水装置工事で配置した「適切に作業を行うことができる技能を有する者」

4. 適正な給水装置工事の施工及び連絡事項

○ × を記入

工事写真の撮影及び提出は、工事場所の不可視部分における、当局の竣工検査(水道法施行令第6条の確認)や道路管理者による竣工検査(品質確認等)に必要である。

5. 宅地内部分における鉛製給水管取替工事への助成制度

○ × を記入

助成対象となる工事は、本市の指定給水装置工事業者が宅地内の鉛管を取り替える給水装置工事または漏水修繕工事である。なお、制度の利用は1.給水装置につき1回限りであり、水道料金を滞納しているお客様、建物の建替工事や解体工事等の鉛管の撤去のみの工事は制度の対象外である。

下記について、アンケートにご協力をお願いします。

講習内容について。(にチェックをお願いします)

(1) 「給水装置の構造及び材質の基準」について理解できましたか？ 必須

理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

(2) 「指定給水装置工事事業者制度」について理解できましたか？ 必須

理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

(3) 「給水装置工事の適切な施工とトラブルの防止」について理解できましたか？ 必須

理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

(4) 「宅地内部分における鉛製給水管取替工事への助成制度」について理解できましたか？ 必須

理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

(5) 「適正な給水装置工事の施工」について理解できましたか？ 必須

理解できた ほぼ理解できた あまり理解できなかった 理解できなかった

(6) 上記(1)～(5)において、あまり理解できなかつた・理解できなかつた方にお聞きします。

今後の資料作成に反映できればと思いますので、具体的に理解できなかつたところと理由をご記入ください。

(7) その他ご意見、ご要望などがありましたら、ご記入ください。

電子申請について。(にチェックをお願いします)

(1) 指定工事店の各種申請(新規・更新等)について、行政オンラインシステムを利用した電子申請が行えるように検討しておりますが、電子申請フォーマットが整備された場合、電子申請を行う予定はありますか。

はい いいえ

(2) 「はい」を選ばれた方にお聞きします。その理由は？

申請内容や受理状況などが、システム上で確認できるから 水道局窓口に書類を持っていく必要がなくなるから

その他 ()

(3) 「いいえ」を選ばれた方にお聞きします。その理由は？

システム入力などパソコン等の操作に不慣れ

その他 ()

指定証(水道局長公印有の厚紙のもの)について。(にチェックをお願いします)

(1) 指定証に対するニーズについてお聞きします。

紙ベースが必要 電子ベースが必要 紙と電子の両方必要 必要ない

(2) 指定証が必要な方にお聞きします。その理由は？

事務所に掲示するため 自社のHP等にアップするため

その他 ()

以上です。ご協力ありがとうございました。